

【7 解説文】種痘所建設ニ付前橋県達（明治四年：一八七二）〈C〉

疱瘡之儀者小児ノ大

〈疱瘡（ほうそう）の儀は小児の大〉

厄難ニ候処、近来種

〈厄難（やくなん）に候処、近来〉

痘ノ良法有レ之候ニ付、蒼

〈種痘（しゅとう）の良法これ有り候に付、〉

生為ニ救助^一、厚ク御世話

〈蒼生（そうせい）救助の為（ため）、厚く御世話〉

被レ為レ在、今般更ニ当県

〈在（あ）らせられ、今般更に当県〉

ニ於テ種痘所取建、御施

〈に於いて種痘所取り建て、御〉

行被^ニ 仰出^一候間、

〈施行（せぎょう）仰せ出され候間、〉

朝廷仁慈ノ御趣意ヲ奉

〈朝廷仁慈（じんじ）の御趣意を〉

戴シ、生児七十五日ヨリ百日

〈奉戴（ほうたい）し、生児（せいじ）七十五日より百日〉

ノ間、急度可^ニ願出^一候、若シ等

〈の間、急度（きつと）願い出るべく候、若（も）し〉

閑ニ打過キ、自然痘ニ罹リ

〈等閑（なおざり）に打ち過ぎ、自然痘（もがさ）に罹（かか）り〉

候者有レ之ニ於テハ、

〈候者これ有るに於いては、〉

御趣意ニ悖リ、以之外

〈御趣意に悖（もと）り、以（もつ）ての外〉

之事ニ候、此段小前末々

〈の事に候、此（こ）の段小前（こまえ）末々〉

二至ル迄、心得違無レ之様、無レ

〈に至る迄、心得違（い）これ無き様、〉

洩可ニ触示一もの也

〈洩（も）れ無く触れ示すべきもの也〉

右之通相達候、村々小前

〈右の通り相達し候、村々小前〉

末々ニ至迄、不レ洩様可ニ申聞一

〈末々に至る迄、洩れざる様申し聞（く）べく〉

候、尤直支配并社寺・郷士・

〈候、尤（もつと）も直（じき）支配並び社寺・郷士（ごうし）〉

帯刀人江も可ニ申聞一もの也

〈帯刀人へも申し聞（け）べきもの也〉

辛未

九月三日 前橋県庁朱印